

平成28年度	平成29年度	摘要
<p>1. 港湾漁港工事仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第1節 土</p> <p>2-1-1 一般事項 3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針</u>」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「<u>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</u>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材</p> <p>2-3-1 一般事項 1. 適合規格 なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針</u>」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「<u>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</u>」に示された「<u>循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法</u>」の「<u>コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工</u>」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>第4編 港湾工事共通編 第2章 一般施工 第18節 付属工</p> <p>2-18-2 係船柱工 1. 係船柱 (3) 施工 ① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。 ② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。 イ) 塗装は、<u>下塗、中塗、上塗</u>に分けて行わなければならない。 ロ) 素地調整後、<u>下塗</u>を始めるまでの時間は、4時間以内とする。 ハ) 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>1. 港湾漁港工事仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-34 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 <u>(83) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律</u> (平成26年 6月改正 法律第 69号) <u>(84) 特許法</u> (平成28年12月改正 法律第108号) <u>(85) 都市計画法</u> (平成28年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料</p> <p>2-1-1 一般事項 3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン</u>」（平成27年12月）を参考にするとし、「<u>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</u>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材</p> <p>2-3-1 一般事項 1. 適合規格 なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン</u>」（平成27年12月）を参考にするとし、「<u>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</u>」に示された「<u>循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法</u>」の「<u>コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工</u>」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>第4編 港湾工事共通編 第2章 一般施工 第18節 付属工</p> <p>2-18-2 係船柱工 1. 係船柱 (3) 施工 ① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。 ② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。 イ) 塗装は、<u>下塗、上塗</u>に分けて行わなければならない。 ロ) 素地調整後、<u>下塗</u>を始めるまでの時間は、4時間以内とする。 ハ) 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
<p>第4編 港湾工事共通編 第3章 港湾工事材料 第2節 石</p> <p>3-2-1 基礎捨石、被覆石、裏込石及び中詰め石 5. 設計図書のとおり、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針</u>」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「基礎工、本体工、被覆・根固工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-2 砂 4. 砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針</u>」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-3 砂利、砕石 3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針</u>」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>第4編 港湾工事共通編 第3章 港湾工事材料 第2節 石</p> <p>3-2-1 基礎捨石、被覆石、裏込石及び中詰め石 5. 設計図書のとおり、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン</u>」(平成27年12月)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「基礎工、本体工、被覆・根固工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-2 砂 4. 砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン</u>」(平成27年12月)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>3-2-3 砂利、砕石 3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「<u>港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン</u>」(平成27年12月)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要																																																
<p>2. 土木工事施工管理基準</p> <p>施工管理基準</p> <p>7. その他 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定によるものとする。</p> <p>写真管理基準</p> <p>3. 整理提出 (別表-3) 写真管理 杭及び矢板(鋼杭、コンクリート杭、鋼矢板、鋼管矢板及びコンクリート矢板)工事状況写真</p> <table border="1" data-bbox="185 1015 1039 1305"> <thead> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規格・外観・形状寸法測定状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭の保管状況</td> <td>全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の積込状況</td> <td>使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の運搬状況</td> <td>荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影</td> </tr> <tr> <td>導材の設置状況</td> <td>使用材料及び船舶機械、導棒の構造が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の建込状況</td> <td>作業状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の打込状況</td> <td>杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>ハンマーの種類、型式等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>打込記録状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛油、騒音防止対策状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継手部の離脱</td> <td>離脱部が撮影できない場合は、監督職員の承諾を得ること。</td> </tr> </tbody> </table>	撮影箇所	撮影基準	規格・外観・形状寸法測定状況		杭の保管状況	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影	杭の積込状況	使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影	杭の運搬状況	荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影	導材の設置状況	使用材料及び船舶機械、導棒の構造が判明できるように撮影	杭の建込状況	作業状況が判明できるように撮影	杭の打込状況	杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影	ハンマーの種類、型式等		打込記録状況		飛油、騒音防止対策状況		継手部の離脱	離脱部が撮影できない場合は、監督職員の承諾を得ること。	<p>2. 土木工事施工管理基準</p> <p>施工管理基準</p> <p>7. その他 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 なお、ここでのいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>写真管理基準</p> <p>3. 整理提出 (別表-3) 写真管理 杭及び矢板(鋼杭、コンクリート杭、鋼矢板、鋼管矢板及びコンクリート矢板)工事状況写真</p> <table border="1" data-bbox="1090 1015 1944 1305"> <thead> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>撮影基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規格・外観・形状寸法測定状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭の保管状況</td> <td>全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の積込状況</td> <td>使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の運搬状況</td> <td>荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影</td> </tr> <tr> <td>導材の設置状況</td> <td>使用材料及び船舶機械、導棒の構造が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の建込状況</td> <td>作業状況が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>杭の打込状況</td> <td>杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影</td> </tr> <tr> <td>ハンマーの種類、型式等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>打込記録状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛油、騒音防止対策状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継手部の離脱</td> <td>離脱部の状況が判明できるように撮影</td> </tr> </tbody> </table>	撮影箇所	撮影基準	規格・外観・形状寸法測定状況		杭の保管状況	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影	杭の積込状況	使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影	杭の運搬状況	荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影	導材の設置状況	使用材料及び船舶機械、導棒の構造が判明できるように撮影	杭の建込状況	作業状況が判明できるように撮影	杭の打込状況	杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影	ハンマーの種類、型式等		打込記録状況		飛油、騒音防止対策状況		継手部の離脱	離脱部の状況が判明できるように撮影	
撮影箇所	撮影基準																																																	
規格・外観・形状寸法測定状況																																																		
杭の保管状況	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影																																																	
杭の積込状況	使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影																																																	
杭の運搬状況	荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影																																																	
導材の設置状況	使用材料及び船舶機械、導棒の構造が判明できるように撮影																																																	
杭の建込状況	作業状況が判明できるように撮影																																																	
杭の打込状況	杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影																																																	
ハンマーの種類、型式等																																																		
打込記録状況																																																		
飛油、騒音防止対策状況																																																		
継手部の離脱	離脱部が撮影できない場合は、監督職員の承諾を得ること。																																																	
撮影箇所	撮影基準																																																	
規格・外観・形状寸法測定状況																																																		
杭の保管状況	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影																																																	
杭の積込状況	使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影																																																	
杭の運搬状況	荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影																																																	
導材の設置状況	使用材料及び船舶機械、導棒の構造が判明できるように撮影																																																	
杭の建込状況	作業状況が判明できるように撮影																																																	
杭の打込状況	杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるように撮影																																																	
ハンマーの種類、型式等																																																		
打込記録状況																																																		
飛油、騒音防止対策状況																																																		
継手部の離脱	離脱部の状況が判明できるように撮影																																																	

平成28年度	平成29年度	摘要
<p>3. 北海道開発局独自</p> <p>1-1-2-10 技術調整会議の実施について (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事は、その限りではない。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html</p>	<p>3. 北海道開発局独自</p> <p>1-1-2-10 技術調整会議の実施について (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額1億円以上又は受注金額5000万円以上の構造物が主体の工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事は、その限りではない。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局ホームページからダウンロードできる。 http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000gacn.html (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務等受注者(設計コンサルタント)の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合または設計時の意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局ホームページからダウンロードできる。 http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000gacn.html</p> <p>1-1-2-11 設計変更確認会議の実施について</p> <p>1. 設計変更確認会議とは、工事完成前に、設計変更手続きや工事完成検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況、工事書類の簡素化等について、受注者が確認共有を図るために開催するものである。</p> <p>2. 会議出席者は、設計変更内容に応じて以下を基本とする。 受注者：現場代理人、主任(監理)技術者、受注会社代表等 発注者：総括監督員、主任監督員、監督員、必要に応じて副所長、本部担当課</p> <p>3. 実施時期は、工期末の1ヶ月半～2ヶ月前を基本とし、主催は主任監督員とする。受発注者の協議により、設計変更や施工方法の変更による数量等が確定する段階等で、必要に応じて複数回開催も可能とする。</p> <p>4. 打合せ事項は、以下を基本とする。 (1) 設計変更内容(設計変更対象項目、対象数量等) (2) 技術提案(総合評価落札方式)の履行確認 (3) 工事書類(電子納品、検査方法等)～二重納品防止</p> <p>5. 会議にあたっては、以下の図書類も参照すること。 (1) 工事請負契約における設計変更ガイドライン (2) 工事一時中止に係るガイドライン(案) (3) 設計変更事例集</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。 http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000gacn.html</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
<p>1-1-2-22 土木工事における受発注者の業務効率化の実施について</p> <p>1. 目的 工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。</p> <p>2. 実施方法 工事書類の提出は、本局HPに掲載している「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。(http://www.hkd.mlit.go.jp/zygoka/z_jigyoku/kouji/kouji5.htm)</p> <p>1-1-2-25 特定外来生物（植物）について</p> <p>特定外来生物（植物）一覧 種名 ※オオキンケイギク、※オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、※アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタータ、ミズヒマワリ、※オオフサモ、<u>スバルティナ属全種</u>、ルドウィギア・グランディフロラ・アングリカ ※北海道内で確認されている種</p>	<p>1-1-2-23 土木工事における受発注者の業務効率化の実施(工事書類簡素化)について</p> <p>1. 工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>2. 工事書類の作成及び提出は、北海道開発局ホームページに掲載している「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。 (http://www.hkd.mlit.go.jp/kv/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html)</p> <p>3. 「工事関係書類一覧表」に基づき、工事着手前に「工事書類作成のための事前協議」について監督職員と協議すること。なお、協議結果に変更が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 前項において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。</p> <p>1-1-2-26 特定外来生物（植物）について</p> <p>特定外来生物（植物）一覧 種名 ※オオキンケイギク、※オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、※アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ(<u>ウォーターレタス</u>)、アゾルラ・クリスタータ、ミズヒマワリ、※オオフサモ(<u>パロットフェザー</u>)、<u>スバルティナ属</u>、ルドウィギア・グランディフロラ・アングリカ、<u>ツルヒヨドリ</u>、<u>ナガエモウセンゴケ</u>、<u>ビーチグラス</u></p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
	<p>1-1-2-28 地域外からの労働者確保について</p> <p>1. 「<u>共通仮設費（率分）のうち営繕費</u>」及び「<u>現場管理費のうち労務管理費</u>」の下記に示す費用（以下「<u>実績変更対象費</u>」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適切な工事の実施が困難になった場合は、<u>実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがある</u>ので、<u>監督職員と協議すること。</u></p> <p><u>営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費について労働者確保に係るものに限る。）</u></p> <p><u>労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</u></p> <p>2. <u>協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。</u></p> <p>1) <u>受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮 設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。</u></p> <p>2) <u>受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>3) <u>最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する 場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</u></p> <p>4) <u>受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費 用については、設計変更の対象としない。</u></p> <p>5) <u>実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</u></p> <p>6) <u>受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び 指名停止等の措置を行う場合がある。</u></p> <p>1-1-2-29 遠隔地からの建設資材調達について</p> <p>1. <u>建設資材の安定的な確保を図るために当初想定していた調達箇所以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更する場合がある。なお、受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。</u></p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
	<p>2-2-7-7 セメントコンクリート製品（JIS掲載品除く）</p> <p>1. 北海道開発局 道路設計要領 第6集 第1章2樹及び第3章2排水 に掲載されているプレキャスト鉄筋コンクリート製品（JIS掲載製品を除く）は、下記によるものとする。</p> <p>（1）基本規格は、JIS A 5361、A 5362、A 5363、A 5364、A 5365によるものとする。</p> <p>ただし、中間樹・嵩上樹・嵩上げブロックを除き、JIS A 5363 5.1.1 (a～e)（製品の曲げ試験）は適用しない。</p> <p>（2）構造別製品群規格は、下記a・bに定めた仕様を除きJIS A 5372 附属書D（マンホール類）によるものとする。</p> <p>1) 附属書Dで使用している「マンホール類」は、「プレキャスト鉄筋コンクリート樹類」に読み替える。</p> <p>2) 附属書D D. 4 形状、寸法及び寸法の許容差は、別表1及び別表2に読み替える。</p> <p>2. コンクリートブロック製品等の製造方法及び品質管理は、下記によるものとする。</p> <p>（1）製造方法は原則としてバイブレーション方式又はプレス方式（即脱型）とし、養生は蒸気又は湿潤養生とする。</p> <p>（2）即脱型セメントコンクリート製品は、原則として製造後7日以上を経過したものでなければ現地へ搬入してはならない。</p> <p>（3）フレッシュコンクリート中の空気量の測定方法及び許容値は、下記によるものとする。</p> <p>1) バイブレーション方式による製造の場合は、JIS A 1128に規定する測定方法を適用する。</p> <p>2) プレス方式による製造の場合は、北海道開発局で定めた下記測定方式を適用する。</p> <p>測定方式については、手順1～3のとおりとする。</p> <p>手順1 容器に約1/3の水を入れ、次にまだ固まらないコンクリートを10kg精秤して投入する。</p> <p>手順2 木つちで軽く叩きながら上面まで水を満たし、上面の泡を取り除く。</p> <p>手順3 上ぶたを取り付け、空間を水で満たした後にJIS A 1128により測定する。</p> <p>空気量の算定式 空気量=0.7×測定値×コンクリートの理論単重 (kg/m³)</p> <p>[注1] 試験用器具は、JIS A 1128による。ただし、容器の容量は7ℓとする。</p> <p>[注2] 粗骨材の最大寸法は、20～25mmとする。</p> <p>[注3] 骨材補正係数は、考慮しない。</p> <p>（4）ブロック製造工場は、製造期間中の品質管理データを1ヶ月単位にとりまとめとし、常時閲覧できるようにしておくこと。</p> <p>（5）品質特性のうち、寸法は型式規格毎に管理し、圧縮強度及び空気量は各配合毎に1日1回以上3個の資料によりX-R管理図及びヒストグラム（各月毎の累計資料数による。）による管理とする。</p> <p>3. エコスラグコンクリートを用いた二次製品について（北海道認定リサイクル製品の取り扱い）</p> <p>縁石（バイブレーション方式、プレス方式）、鉄筋コンクリートU形・V形側溝については、細骨材（砂）の代わりに熔融スラグを用いた、エコスラグコンクリート製品を使用する場合は下記によるものとする。</p> <p>（1）上記製品を使用する場合は、北海道開発局 共通仕様書 第2編 第2章 第7節セメントコンクリート製品に準拠した品質を有することとする。</p> <p>（2）上記以外のエコスラグコンクリートを用いた製品を使用する場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>4. 鉄筋コンクリート管1種管（A・B型）及び2種管の接合はゴムリングによる接合を標準とし、これ以外の接合方法については監督職員の承諾を得ること。</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
	<p>2-2-7-8 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート</p> <p>1. 継手部の止水材料 ボックスカルバート継手部の止水材は、以下に示す材料を用いるものとする。</p> <p>(1) パッキン材 パッキン材は、図-1に示す材質及び断面形状のものを標準とする。</p> <p>図-1 パッキン材の形状及び寸法</p> <p>(2) コーキング材 コーキング材には、弾性シーリング材を用いる。</p> <p>(3) 材料及び形状の異なるパッキン材についても、必要な試験を行い、同等以上の性能が認められる場合は使用することができる。</p> <p>2. その他 本条及び関連図書類に記載されていない事項については、監督職員と協議するものとする。</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
	<p>2-2-7-9 鉄筋コンクリート製プレキャスト擁壁</p> <p>1. 製品の材料</p> <p>(1) コンクリート 擁壁に使用するコンクリートの設計基準強度は、30N/mm²以上とする。</p> <p>(2) 鉄筋 鉄筋は、「JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)」に規定するSD295A、BもしくはSD345を用いる。</p> <p>(3) ボルト 連結用に用いるボルトは、「JIS B 1180 (六角ボルト)」及び連結の接合金物は、「JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)」に規定するSS400の鋼板製のもの又はそれと同等品以上のものを用いる。</p> <p>2. 品質</p> <p>(1) 形状寸法及び外観 形状寸法は、規定寸法を満足するとともに、下記に示す許容差の範囲内でなければならない。また、外観については、その品質が密で有害な傷、ひび割れ、欠け等が無く、外面は平らでなければならない。</p> <p>(2) コンクリートの品質 コンクリートは、「JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)」に規定される方法により強度試験を行い、下記に示す1)～2)を満足しなければならない。</p> <p>1) 3回の試験の平均値は、製品の材料に示した強度以上でなければならない。</p> <p>2) どの1回の試験値も製品の材料に示した強度の85%以上でなければならない。</p> <p>(3) 外圧強さ(曲げ強さ) 外圧強さについては、規定した外圧試験荷重以上でなければならない。</p> <p>3. 検査 検査方法は、以下に示すとおりとする。</p> <p>(1) 外観の検査は、全数について行い、品質の規定に適合すれば合格とする。</p> <p>(2) 形状寸法の検査は、100個又はその端数を1組とし、1組について任意に1個の試料を抜き取り、品質の規定に適合すれば、その試料が代表する組全部を合格とする。</p> <p>(3) 外圧強さ(曲げ強さ)の検査は、100個又はその端数を1組とし、1組について任意に1個の試料を抜き取り、外圧試験を行い、品質の規定に適合すれば、その組全部を合格とする。</p> <p>試験方法は、図-1、2に示す方法により行うこととする。</p> <p>(4) 配筋の検査は、同規格の組立てた鉄筋をもって、規格に適合すれば合格とする。</p> <p>4. 安定、構造計算 安定、構造計算は、各現場毎にその条件に基づいて検討しなければならない。</p> <p>5. 施工 接合部、ボルト切欠穴はモルタルまたはコーキング材により充填するものとする。</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
<p>4. 付表</p> <p>付－8 港湾工事等潜水作業従事者配置要領 平成19年3月30日 国港建第249号</p> <p>港湾局長から各地方整備局副局長等あて</p> <p>1. 目的 この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水士」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。</p> <p>2. 定義 (1) この要領において「港湾潜水士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水士」、「二級港湾潜水士」及び「三級港湾潜水士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水士認定試験の認定者をいう。 (2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水士以外の潜水士をいう。</p> <p>3. 港湾潜水士及び無級者の潜水作業 (1) 港湾潜水士は、潜水作業に単独で従事できる。 (2) 無級者は、一級港湾潜水士又は二級港湾潜水士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りでない。</p> <p>4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配慮と業務 受注者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。 1) 2名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水士又は二級港湾潜水士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。 イ. 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮 ロ. 潜水士等に対する指導又は監督 ハ. 異常時等における措置 ニ. 他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合） ホ. 合図者の指名 ヘ. 合図の統一 3) 3名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として1名を配置するものとする。 4) 管理者は、次の業務を行なうものとする。 イ. 潜水作業全般の統括業務と管理 ロ. 指揮者及び潜水士等に対する指導 ハ. 潜水作業全般の安全管理 ニ. 他の作業関係者との連絡・調整 5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。</p> <p>5. 実施体制の表示 受注者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水作業に従事する潜水士の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。 これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとす</p>	<p>4. 付表</p> <p>付－8 港湾工事等潜水作業従事者配置要領 平成19年3月30日 国港建第249号 一部改正 平成29年3月23日 国港建第075号 港湾局長から各地方整備局副局長等あて</p> <p>1. 目的 この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水士」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。</p> <p>2. 定義 (1) この要領において「港湾潜水士」とは、<u>一般社団法人</u>日本潜水協会の行う港湾潜水士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水士」、「二級港湾潜水士」及び「三級港湾潜水士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水士認定試験の認定者をいう。 (2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水士以外の潜水士をいう。</p> <p>3. 港湾潜水士及び無級者の潜水作業 (1) 港湾潜水士は、潜水作業に単独で従事できる。 (2) 無級者は、一級港湾潜水士又は二級港湾潜水士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りでない。</p> <p>4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配慮と業務 受注者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。 1) 2名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水士又は二級港湾潜水士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。 イ. 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮 ロ. 潜水士等に対する指導又は監督 ハ. 異常時等における措置 ニ. 他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合） ホ. 合図者の指名 ヘ. 合図の統一 3) 3名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として1名を配置するものとする。 4) 管理者は、次の業務を行なうものとする。 イ. 潜水作業全般の統括業務と管理 ロ. 指揮者及び潜水士等に対する指導 ハ. 潜水作業全般の安全管理 ニ. 他の作業関係者との連絡・調整 5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。</p> <p>5. 実施体制の表示 受注者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水作業に従事する潜水士の氏名、<u>資格認定番号、有効期限並びに</u>指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。 これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとす</p>	

平成28年度	平成29年度	摘要
<p>る。</p> <p>6. 資格証書等の携行 受注者は、潜水作業に従事する潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。</p>	<p>る。</p> <p><u>なお、監督職員から請求のあった場合には、「港湾潜水技士手帳」の写しを提示しなければならない。</u></p> <p>6. 資格証書等の携行 受注者は、潜水作業に従事する潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。</p> <p>7. <u>資格の有効期限の確認</u> 受注者は、潜水士に対し「港湾潜水技士手帳」の写しを提出させ、資格の有効期間を確認</p>	